

徳島県告示第五百四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり公示する。

令和二年八月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 形質変更時要届出区域

阿南市見能林町青木二六五番一及び下かうや一番一の各一部（次の図のとおり）

二 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十

一条第一項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県危機管理環境部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）